

蓬田村障がい者活躍促進計画

機関名	蓬田村（村長部局）
任命権者	蓬田村長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
蓬田村における障がい者雇用に関する課題	<p>蓬田村、蓬田村教育委員会で合算した令和元年度の障がい者の実雇用率は、法定雇用率を上回っている。</p> <p>しかし、令和3年4月には、地方自治体の法定雇用率は2.6%に引き上げとなる予定であるため、令和2年度以降、当村においては、障がい者の積極的な採用を実施し、計画期間の終期までに法定雇用率の達成を目指すとともに、障がいのある職員を含む全ての職員が働きやすい職場づくりに取り組んでいく必要がある。</p>
目標	
①採用に関する目標	<p>○令和7年3月31日時点の実雇用率：2.6% （評価方法）毎年任免状況通報により把握及び進捗管理を行うものとする。</p>
②定着に関する目標	<p>○不本意な離職者を極力生じさせないことを目的とする。 （評価方法）毎年任免状況通報のタイミングで、定着状況を把握し、進捗管理を行うものとする。</p>
取組内容	
①障がい者の活躍を推進する体制整備	<p>○障がい者雇用推進者として、総務課長を選任する。 ○障がい者である職員の相談窓口を設定し、対象者に周知する。</p>
②障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<p>○身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p>
③障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>○相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるにあたっては、障がい者からの要望を踏まえつつ、可能な範囲内において適切に実施する。</p>
④その他	<p>○国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を図る。</p>